

危険物製造所等の完成検査申請書

1 内 容

危険物施設（移送取扱所を除く。）の設置又は変更の工事が完了し、完成検査を受検するときに使用します。

この検査により、消防法第10条第4項に定める技術上の基準に適合していると認められ、完成検査済証の交付を受けた後でなければ、工事を行った部分を使用することはできません。

【根拠条文 法第11条第5項】

2 手続き

- (1) 申請書を2部予防課危険物係に提出し、書類の審査を受け手数料を納入します。
- (2) 職員と完成検査日時の打ち合わせをします。
- (3) 施設関係者及び工事関係者立会いのもと、完成検査が実施されます。
- (4) 許可書どおりに施工されていれば、新城市長名の完成検査済証（申請書の1部に添付されます。）が交付されます。
- (5) 完成検査済証の交付を受けてから、使用を開始します。

【関係条文 危規則第6条、第9条】

3 提出時期

完成検査を受検する前まで

完成検査の実施方法及び完成検査合格後、上記2(5)によらず施設を早急に使用したい場合は、完成検査日までに処理期間が必要ですので、事前に予防課危険物係と調整して申請してください。

4 添付資料等

- (1) 工事の内容によって異なりますので事前に予防課危険物係に問い合わせをします。
- (2) 工事の進捗にともない、許可にあたらぬ軽微な変更が生じた場合は「軽微な訂正事項一覧」に関係図面を添付します。

(3) 添付資料の例

- ア 配筋等施工記録書
- イ 配管防食塗覆装報告書
- ウ 配管水圧試験結果書
- エ 接地抵抗測定結果書
- オ タンク検査済証

※これらの書類については、完成検査時に用意することでも差し支えありません。

法 →消防法（昭和23年法律第186号）

危政令→危険物の規制に関する政令（昭和34年政令第306号）

危規則→危険物の規制に関する規則（昭和34年総理府令第55号）

市危則→新城市危険物規制規則（平成17年規則第178号）